

第4弾!

「がんばれ秩父!最大20%戻ってくるキャンペーン」

開催します!



コロナ禍における秩父市内消費を活性化し、感染症予防の観点から直接現金の受渡しのない「キャッシュレス決済」を促進させるため、「Pay Pay」と連携したキャンペーンを開催します。ぜひご利用ください。

期間 5月1日(土)〜31日(月)

内容 市内のPay Pay加盟店(病院・調剤薬局・大手チェーンなど一部対象外)で、Pay Pay残高でお支払いをすると、最大20%のPay Payボーナスを付与します。

付与上限 3千円相当/回

! 1つの商品やサービスを分割で決済することはキャンペーン規約で禁じられています。

通常1回の決済にて支払うべき商品等代金を、複数回に分割して決済することにより景品付与を受けたことが判明した場合、キャンペーンによるPay Payボーナスは取り消されますのでご注意ください。

雇用確保推進奨励金を支給します!

支給します!

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に休業等をする場合であっても、労働者の雇用の維持を図ろうとする市内の中小企業者に対し、雇用の安定および事業活動の継続を図るため、奨励金を支給します。

対象 次の①〜③を満たす方

①市内に事業所を有する中小企業者(法人または個人)

②新型コロナウイルス感染症の影響により、「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」について令和3年4月以降分の支給決定を受けた方

※令和2年度にこの奨励金を受給した方でも、令和3年4月以降分の「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」の支給決定を受けた場合対象となります。

③市税等の未納が無い方(徴収猶予の特例が認められている方を含む)。

支給金額 1事業者一律10万円

申請方法 次の書類をご用意の上、産業支援課へ申請してください。

(☑)から電子申請も可能です)

①奨励金申請書

②「雇用調整助成金」、「緊急雇用安定助成金」の支給決定通知書の写しまたはハローワークが申請を受け付けたことが分かる書類

③通帳コピー(振込先の口座情報)が確認できるもの)

「秩父市新型コロナウイルス感染症時短営業等協力奨励金」

交付対象を拡大します!

交付対象を拡大します!

交付対象者	交付金額
(1)時短営業協力飲食店	1店舗につき5万円
(2)感染症対策実施店	1店舗につき5万円
(3)食材等卸業者	1事業者につき10万円
(4)運転代行業者	1事業者につき10万円

①(2)・・・時短営業協力飲食店および時短営業要請対象外の対面接客を主とする事業者で、令和3年1月12日〜令和3年4月30日までに、市内事業者から合計10万円以上(税抜)の感染症対策備品購入や店舗改修を行った者。

②(2)対象・・・「市内飲食店」↓「対面接客を主に行う事業者」に

③(2)備品購入、店舗改修期限・・・令和3年3月19日まで↓令和3年4月30日までに

④(2)との同時申請・・・(1)に加えて、(3)(4)の交付対象者も同時申請可能

詳細は、市報3月号2ページや市☎を
ご確認ください。

ポテくまくん手続きガイドを導入します

導入します

転入・転居・転出・結婚・出生等のライフイベントが発生した際に、市役所でさまざまな手続きが必要となります。どこの窓口に行き、どのような書類を提出し、必要な持ち物は何かと確認することが多くなりがちです。

このような疑問を、市民の皆さんが簡単な質問に答えるだけで、必要な手続き・場所・持ち物が確認できる「ポテくまくん手続きガイド」を導入します。

市民サービス向上につながるICT活用の取り組みとして、秩父市宣伝部長であるポテくまくんが、必要な手続きをご案内します。

ご自宅等で手続きを事前に確認していただくことにより、「窓口での手続き時間短縮」「スムーズな手続き」を目指します。また、窓口での手続き時間を短縮し、市役所での滞在時間を少なくすることで、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としての効果も期待できます。

利用方法 市☎またはQRコードより

情報政策課 ☎ 22-2204



必要な手続きが簡単にわかります

くわしくはこちらをクリック